

改めたい「恥ずかしい国」の現状

— 「731部隊・100部隊 パネル展」を終えて —

NPO法人岡まさはる記念長崎平和資料館副理事長 新海智広

2006年以來、13年ぶりに資料館で「731部隊展」を開催しました。今回は、長春に置かれていた100部隊（表向きは軍馬などの衛生管理を目的としていたが、実際には細菌兵器開発のため密かに人体実験等を行っていた部隊）のパネル展示も行い、前回以上に充実した内容となったと思います。

今回の企画に関わり、731部隊関連の文献などを読み直し、色々と思うところがありました。ここでは特に2つの点に絞って考えてみたいと思います。

「防疫」という陥穽

その1つは、医療を含む技術開発と国家の問題です。731部隊の正式な名称は「関東軍防疫給水部」であり、100部隊のそれは「関東軍軍馬防疫廠」でした。これらの母胎となったものが1932年4月に石井四郎の進言により、陸軍軍医学校内に設置された「防疫研究室」であることは言うまでもありませんが、これらの組織のいずれもが「防疫」の名を冠していることに注意する必要があります。

防疫、は国語辞典を参照すると、「感染症の国内への侵入・国内での流行を予防するための処置」「伝染病の流行を予防するため、感染源、感染経路、個体の感受性に対する処置を総括していう」等の説明があるように、人の生命・健康を守るための医療活動として、本来肯定されるべきものでしょう。軍部の組織としても、戦場において兵士や軍馬の生命・健康を保持するためであれば、一見したところ、そこに問題はないように思えます。もちろん、731部隊・100部隊の場合はそれは「表向き」であり、秘密裡に国際法違反の生物・化学兵器の開発を行っていたわけですが、では仮に生物・化学兵器の開発に関与せず、防疫活動だけを行っていたのであれば、「問題なかった」と言えるでしょうか。ここには陥穽があります。

例えば、防疫を目的とする研究の一つに、ワクチンの開発・製造がありますが、ペスト菌、コレラ菌、炭疽菌などのワクチンの製造のため、多くの「マルタ」と呼ばれた人々が人体実験の犠牲となり、無惨に命を奪われたことが、今

日では明らかになっています。また、731部隊の凍傷班の責任者であった吉村寿人は、-20度の極寒で犠牲者の腕に冷水をかけ人工的に凍傷にした上で、様々な「治療」の実験を行っています。つまり、「病気の予防・治療」という医療の正しい目的が、許されざる非人道的な行為と連結する可能性は常にあり、そのことを私たちは絶えず意識する必要があります。「陥穽」という言葉を用いたのは、現在においても、「731部隊の行ったことには問題はあった、しかし、それによってワクチンの開発など後世の福利を増進した面もあるではないか」と、「防疫」を評価することで非人道的な行為に目を閉ざそうとする発言が見られるからです。

エリートたちはなぜ犯罪に手を染めたか

ところで、本来医学者や研究者は、高度な教育を受けた「エリート」であり、決して無知蒙昧な、善悪の判断もつきかねる人間ではないでしょう。ましてや731部隊の中心となったのは、京都帝国大出身をはじめとする優秀な研究者たちで、その彼らがなぜ今日から見れば「悪魔の所業」と見える数々の非人道的行為に手を染めたのでしょうか。その理由の一つは、自分自身ではなく、国家の意志に従っているという意識、国家に善悪の判断基準を預け、与えられた環境を受け入れ命令にただ従えばいいのだ、という他律的な思考が蔓延していたことが考えられます。もちろんその背景として、天皇を頂点とする日本的ファシズム社会の重圧があったでしょう。加えて、国家の意志に従えば、研究者として潤沢な資金が得られるという実利的な事情もありました。新潟医科大の病理学教授であった川村麟也は、「今軍部から特殊実験を要請されている。これをやれば講座研究費の十数倍の金が入るが、人道に反すると考えて断った。君たちも将来同じ問題にぶつかるかもしれぬ。おれの言ったことを忘れるなよ」と生徒であった横山正松（後に北京甲 1855 部隊に配属され、生体実験を拒否した軍医。日本医史学雑誌第 54 巻第 3 号・末永恵子氏の論考に詳しい）に語ったと言います。特殊実験・特殊研究とは、人体実験を前提とした研究・実験のことと考えてよいと思います。

以上から私たちが今日的な教訓としてくみ取るべきは、以下の3点でしょう。

- ①個人が尊重されず、国家（集団）が上位に置かれる社会では、「国家の意思」が個々の善悪の判断を凌駕しがちであること。
- ②国家は表向きは（『防疫』のように）民衆が支持できる利便性・必要性等を強

調するが、「国益」を追求する過程において易々と非人道的な行為に手を染め得ること。

③国家は潤沢な資金を持ち、自らの意志を貫徹するためにそれを活用できること。

長崎大 BSL-4 計画の危うさ

こうまとめながら、私の頭をよぎるのは、現在長崎で進められている BSL-4 関連施設の問題です。これに関しては、前「西坂だより 92 号」で崎山さんも言及していますが、BSL とは「バイオ・セーフティ・レベル」であり、細菌やウイルスなどを取り扱う研究施設の格付けを意味します。その中で BSL-4 は、最も危険な、有効な治療法や予防法が確立されていない病原体を扱うもので、長崎では地域住民の反対の声を無視する形で、2021 年までに長崎大学内に施設の完成が予定されています。以下の斎藤貴男氏のルポは、熟慮すべき内容を含んでいると思います。

「…国立大学は文部科学省の予算が付かなければ何もできない。ということは、国のゴーサインが出ている。それは 16 年 11 月のことだった。かねて『住民の理解が大前提』だと語っていた田上富久・長崎市長が、同 14 日に東京都内で菅義偉官房長官と面談。『(国として) 万全の態勢で取り組みたい』と言われて態度を変えた。同 17 日には関係閣僚会議で長崎大 BSL-4 を『国策』とすることが決定される。長崎県庁で田上市長と中村法道県知事が片峰茂・長崎大学長（当時）と 3 者協議を開き、地域との『信頼関係構築』などの条件を付けつつ容認したのが同 23 日で、翌 12 月 22 日、これも従来は慎重だった文部科学省が、17 年度予算案にいきなり約 4 億円の関連経費を計上した」（斎藤貴男・2019 年 2 月 17 日号サンデー毎日）

政府が「国策」として長崎大 BSL-4 をバックアップする、多額の予算も計上する。これは歴史に学ぶのであれば、非常にうさんくさく、危うく感じられて当然でしょう。安倍内閣のもと、2015 年には「安全保障技術研究推進制度」が作られ、「近年の技術革新の急速な進展は、防衛技術と民生技術のボーダレス化をもたらしており、防衛技術にも応用可能な先進的な民生技術、いわゆるデュアル・ユース技術を積極的に活用することが重要となっています」（防衛装備庁のホームページより）と、公然と民生技術を軍事へ「活用」することを政府の意志として表明しています。もう一度、「国策」としての 731 部隊が何をしたか、

振り返り深く心に刻む必要があるでしょう。

「天皇の国・天皇の軍隊」の戦争犯罪

もう1点、731部隊と戦後補償の問題について考えてみたいと思います。

731部隊などが残虐な生体実験を繰り返し、生物・化学兵器を開発・製造・使用した事実に関しては、周知のように敗戦時に徹底的な証拠湮滅が図られました。そしてその後731部隊の「研究成果」と引き換えにアメリカ軍と取引が成立し、1946年から始まる極東軍事裁判においてはこの「国家犯罪」は全く言及されず、不問に付されたことも今日ではよく知られています。1981年に「悪魔の飽食」（森村誠一著）が刊行されて以来、多くの公文書の発掘や証言者の出現により、731部隊に関しては実態解明が飛躍的に進みました。特に中国の档案馆が保有する資料の公開は、731部隊を日本軍の全体の中に位置づけ、どのようなシステムによって、捕虜や「抗日活動家」が捕らえられ、731部隊へ「マルタ」として移送されたかを明らかにし、ひいては731部隊で生体実験の末殺害された被害者の遺族の存在をも浮かび上らせるものでした。

ここでまず確認しておきたいことは、731部隊を中心とする細菌戦ネットワークは、「皇軍（天皇の軍隊）」の一角を成すものであり、石井四郎の独断や暴走ではなかったということです。したがって部隊の破壊・徹底した証拠湮滅も、当然ながら参謀本部よりの指示でした。ソ連参戦・長崎原爆を受けポツダム宣言受諾が決まった直後の8月10日、飛行機で満州へ飛んだ朝枝繁春中佐（大本営の対ソ作戦担当参謀）が、直接石井四郎に会い、参謀総長の言葉として「地球上から永遠に、貴部隊の一切の証拠を根こそぎ隠滅」するよう伝えたといいます（共同通信社社会部編『沈黙のファイル』共同通信社1996年）。「御前会議」終了からわずか数時間、最優先で731部隊の「根こそぎ隠滅」が指示されたわけですが、これほど急いだのは、731部隊の所業が露見すればとんでもないことになる、という明確な認識が参謀本部にあったことを裏付けます。

「あの時は決死の覚悟だった。ソ連に七三一部隊の人体実験の証拠を握られると、まかり間違えば天皇陛下まで責任を問われかねない。それだけは絶対阻止しよう」と満州に飛んだ」（朝枝繁春の戦後の発言・前掲書）

731部隊の警備隊分隊長であった溝淵俊美伍長は、同僚の西山整爾伍長が「マルタ404本の焼却処置終了」を総指揮官の太田澄大佐に報告し、太田大佐はそれに答えて「ほぼ処理の目的が達成された。これで天皇は縛り首にならずにす

む。ありがとう」とねぎらった、と述べています（太田昌克『731 免責の系譜』日本評論社 1999 年）。

昭和天皇が、731 部隊に関してどれだけの知見を有していたかについては議論のあるところですが、少なくとも天皇を「大元帥」として戴く皇軍の一翼に 731 部隊が存在していたことは事実で、この国家犯罪の露見を当時の軍関係者は何よりも恐れていたことがわかります。そして証拠を隠滅(=殺害)し、ようやく安心した事も。

「事実の認否」を行わない国の姿勢

国家犯罪、と今、書きました。結果的に東京裁判で 731 部隊のことは不問に付され、裁かれることはありませんでした。しかし、生物・化学兵器の研究・開発も、非人道的な生体実験の数々も、また中国各地で実際に行われた細菌戦も、すべて「国家犯罪」「戦争犯罪」であることは明白であり、「裁かれなかった」ことは「犯罪でなくなった」ことを意味しません。先に述べたように、1980 年代以降、731 部隊に関する研究は大いに進み、冷戦構造が崩壊したあとの 1990 年代には、日本国内で裁判も起こされています。731 部隊の生体実験の犠牲者遺族が訴えたもの（1995 年）、中国で実施された細菌戦の被害者及び遺族が訴えたもの（1997 年）がそれですが、地裁判決はいずれも生体実験・細菌戦などの事実に関してはほぼ認定したものの、原告の求める謝罪や賠償は「日中平和友好条約等により中国が賠償請求権を放棄した」ことを根拠に認めませんでした。この謝罪・賠償を否定した裁判所の判断についてはもちろん疑義がありますが、私がここで指摘したいのは裁判における被告・国の姿勢です。裁判に関わった弁護士は、次のように国を批判しています。

「原告は、抗日運動のさなかに日本の憲兵によって逮捕され、拷問のうえ『七三一部隊』に移送され、人体実験で虐殺された夫や父親の体験した被害の事実を具体的に主張した。（中略）これに対し、被告国は、本来行うべき『事実の認否』を行わない。裁判官から『事実の認否』を行うよう求められても、被告国はかたくなにこれを拒み続けている」（松尾章一編『中国人戦争被害者と戦後保障』岩波ブックレット 1998 年）

事実の認否をしない、とは原告の主張に対して「それが事実であるとも、事実でないとも言わない」ということでしょうか。例えば「あなたに殴られて私はケガをした。謝罪と賠償を求める」と原告が言っているのに対し、被告側は「殴

ったとも、殴らないとも言わない」とした上で、裁判所には「原告には謝罪などを求める法的権利がないのだ、そう認定せよ」と主張しているようなものです。

政府の姿勢の耐え難い恥ずかしさ

なぜ事実の認否をしないのか、と言えば、事実を「認める」ことも「認めない」ことも、どちらも国にとっては不都合だからでしょう。「認める」とすれば、責任を追及されるだけでなく、保守政権を支持する右派の反発を招き、「認めない」とすれば、その歴史認識が国際的な非難を浴びることになります。そこで「認めもせず、否定もせず」という姑息な逃げ道に身を潜めているのでしょう。この論理は、他の戦後補償裁判においても踏襲されています。長崎の中国人強制連行裁判に関わって、長崎県の関係者（この裁判では三菱・国と並んで長崎県も被告です）と裁判終了後に協議をしたことがありますが、その場でも「県としては事実関係の認否をしていない。強制連行等への関与を否定しているのではないが、肯定もしていない」という発言があったことが思い出されます。

もう1度、確認しましょう。731部隊を中心とする細菌戦部隊は、国際法違反の生物・化学兵器を秘密裡に製造し、その過程において多数の人々を「マルタ」と呼んで残酷な生体実験の末に虐殺し、更に中国の各地で細菌戦を実施して万を越す無辜の人々を殺害した。これらはすべて国家の意志として行われたものであり、敗戦時の徹底した証拠湮滅（その中にはまだ生存していた『マルタ』の皆殺しも含まれます）も同じく国家の強い意志のもとで敢行された。すべて、国家による組織的な「犯罪」であることは明白です。にもかかわらず、身内の生命を残酷に奪われた中国の遺族が、裁判へ訴えても政府は「事実の認否をしない」。そして「もうすんだことだ、解決済みだ」と犠牲者の痛みを一顧だにせず、国会で追及されても、確認できない、調査をするつもりはない、と逃げに終始する。こうした無責任きわまりない政府を、裁判所が庇護し、免責する。これが、私たちの生きている「日本」という国の姿です。

731部隊のみならず、強制連行問題、「慰安婦」問題など、すべてに亘って日本政府は責任逃れに終始し、侵略・加害の事実を認めていないのです。この、日本政府の姿を直視する時、私は怒りと同時に耐え難い恥ずかしさを感じないわけにはいきません。

主権者たる国民の手で現状の転換を

広島の被爆者で、「広島第二県女二年西組」などのルポルタージュで知られる関千枝子さんには、日本の福祉政策の貧困さを鋭く指摘した「この国は恐ろしい国」という名著があります。そのひそみに倣って言えば、「この国は恥ずかしい国」です。過去において、大きな過ちを犯したことも恥辱ですが、過去を直視できず、いつまでもごまかし続け、被害者の苦痛・苦悩に目を向けようとしない姿勢こそが、日本人としてまことに「恥ずかしい」。

戦後の出発点とも言える日本国憲法の前文には、「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」という文言が書き込まれています。人権と平和を共通の価値・理念とする国際社会で、真に名誉ある地位を占めるために、「恥ずかしい国」の現状を改めねばと思います。そしてそれは、私たち主権者に課せられた責務ではないでしょうか。